

「障害者保健福祉ひの6か年プラン(素案)」に対する意見募集の結果について

1 パブリックコメント募集の実施概要

【意見募集期間】令和5年12月11日(月曜日)から令和6年1月15日(月曜日)まで

【意見募集方法】広報・HPでの周知、障害福祉課、市内各図書館、七生支所、豊田駅連絡所、日野市発達・教育支援センター エールに素案を設置

【意見受付方法】障害福祉課窓口、郵送、FAX、電子メール、電子申請

【意見・提案数】23件

2 寄せられたご意見・ご提案及び市の考え方等

項目番号	素案 該当頁	意見・提案	市の考え方	計画への反映
1	P7	SDGsに基づいた取組について、この計画では、どのSDGsのゴールに特に積極的に取り組んでいくのか言及があるとよいと思います。	本計画におけるSDGsの考え方については第3章障害者計画 1 計画の体系に記載があります。 関連の深いゴールについてもアイコンのサイズを大きくして記載してあります。	○原案のとおりとさせていただきます
2	P28	28ページは「いきいき」、29ページは「生き生き」と表記されていますが、どちらかに統一するのはいかがでしょうか。	ご指摘のとおり変更いたします	○ご意見を反映します
3	P41	【ニュースポーツ】の文頭が1字分右にずれています。	ご指摘のとおり変更いたします	○ご意見を反映します
4	P47	高次脳機能障害の支援に関する記述について、「高次脳機能障害等で意思疎通に困難のある方や児童が(中略)取組を実施する」とありますが、取組を実施するのは「高次脳機能障害等で意思疎通に困難のある方や児童」ではなく、「市」ではないでしょうか。	取組を実施するのは市ですが、「高次脳機能障害等で意思疎通に困難のある方や児童」は取組を実施するに係る主語ではなく、文中の「相談等支援の全般」につながるものです。 意味が分かりやすくなるよう一部変更いたします。 なお、本計画における主語は全体的に「市」となるため省略しています。	○ご意見を反映します
5	P53	「福祉避難所が開設・運営できるように」について、「福祉避難所(主語)が開設・運営(述語)できるように」ではなく、「(市が(主語))福祉避難所を開設・運営(述語)できるように」という意味だと思いますので、「福祉避難所」の後の助詞を「が」から「を」に変えるのはいかがでしょうか。	福祉避難所を開設、運営するのは「市」ではなく協定を締結している「福祉避難所」です。 上述の旨がわかりやすくなるよう記載を一部変更します。	○ご意見を反映します

項目番号	素案 該当頁	意見・提案	市の考え方	計画への反映
6	P58.72	令和8年度末時点の施設入所者数について、58ページでは112人としているのに対して、72ページでは114人としているのはなぜでしょうか。	58ページにおける令和8年度末時点の施設入所者数はその時点までに地域生活への移行を推進するための目標値である一方、72ページは現状の利用者数やその伸び率を踏まえて算出したサービスの見込量であり、異なる性質のものとなっています。	○原案のとおりとさせていただきます
7	P61, 82	「箇所」について、国の「公用文作成の考え方」では、次のように記載があることから「か所」と表記するのが良いと思います。 「公用文作成の考え方」 算用数字を使う横書きでは、「〇か所」「〇か月」と書く(ただし、漢数字を用いる場合には「〇箇所」「〇箇月」のように書く。)。 例)3か所 7か月 三箇所 七箇月	厳格な基準ではありませんが、日野市の広報においては「力所」と記載しているため「力所」表記に統一いたします。	○ご意見を一部反映します
8	P61	強度行動障害の支援体制の構築に関する「目標達成の方策」が記載されていないので、記載するのが望ましいと思います。	目標達成の方策として以下を追記いたします。 強度行動障害がある方に対する支援について、関係機関との連絡会や意見交換の場を活用し、支援ニーズの把握に努め、支援体制の構築に向けた検討を行います。	○ご意見を反映します
9	P63	このページだけ「繫」を漢字で表記していますが、常用漢字ではないので、ひらがなで表記するのが良いと思います。	ご指摘を踏まえ変更いたします。	○ご意見を反映します
10	P64	一文の中で「さまざま」と「様々」が混在しているので、どちらかに統一するのが望ましいと思います。	ご指摘を踏まえ変更いたします。	○ご意見を反映します
11	P64	「地域包括支援センターと連携」とありますが、地域生活支援センターとではなく、高齢部門の地域包括支援センターと連携を図るということでしょうか。	お察しのとおり高齢部門との連携を図るため地域包括支援センターとの連携を記載しています。障害分野においても高齢化や8050問題などを踏まえ連携が必須となるためです。	○原案のとおりとさせていただきます
12	P71	短期入所(福祉型)について、令和5年度の利用者数実績より令和6、7年度の利用者数見込みの方が少ないのはなぜでしょうか。	ご指摘を踏まえ変更いたします。	○ご意見を反映します
13	P74	計画相談支援の実績について、令和5年度だけかなり少いのはなぜでしょうか。	実績は請求実績を記載しているため、タイムラグが生じ、またその傾向が強いのが計画相談となります。 算出した時点では請求が記載された件数しかきていませんでしたが現時点では概ねきていますので正式な数値に修正します。	○ご意見を反映します
14	P75	「同協議会の下に」について、「下」のルビ(振り仮名)が「した」となっていますが、「もと」ではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ変更いたします。	○ご意見を反映します

項目番号	素案 該当頁	意見・提案	市の考え方	計画への反映
15	P85	児童通所支援の利用者数が毎月500人以上いるのに対して、障害児相談支援は毎月20人程度(通所者のうち4%しか事業所で計画を作成できない。)というのは、様々な事情・背景があるかとは推察されますが、少ないと思います。制度的には通所者全員の計画を事業所で作成するのが望ましいと思いますが、実際の計画作成ニーズはあまりないのでしょうか。ニーズがある場合は、より具体的な方策を掲げ、量の確保に努めるのが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。	ご指摘の問題につきましては、根底には市内における障害児相談支援事業所の不足があげられます。当該問題について解決を図るための取組を見込量確保策の中に記載いたします。	○ご意見を反映します
16		令和3年度から令和5年度までの計画値と、令和3年度から令和5年度までの実績値の差について、差が大きいものについては、分析・公表はしないのでしょうか。PDCAサイクルの観点から、分析を踏まえて次の目標を設定するのが望ましいと思います。	目標設定については国の定める基本的な指針を基に市の現状を踏まえ設定しています。今後の計画策定にあたっても現状や課題を分析し、その結果を踏まえて設定いたします。	○原案のとおりとさせていただきます
17		令和4年にこども家庭庁準備室が事務連絡「子ども表記の推奨について(依頼)」を発出しましたが、「子ども」の表記は「こども」としないのでしょうか。当該事務連絡は市町村宛ではないと思いますが、こども基本法の理念を市として反映させる意向があるかどうか、お聞きする趣旨です。また、もし「子ども」と表記する場合には、常用漢字表に基づいた表記及び日野市の第4次学校教育基本構想での表記は「子供」である一方で、「子ども」との表記を採用する理由をお伺いしたいです。	本計画においては市の「子ども条例」で「子ども」という表記を使用しているため「子ども」としています。 子ども家庭庁準備室が発出している事務連絡も子ども基本法の理念を反映させるのであれば必ず「こども」と表記するよう指示するものではなく、判断の参考とする際に使用するものです。 学校教育基本構想において「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」に基づき「子供」と表記しているように、市では適切な判断に基づき表記しています。	○原案のとおりとさせていただきます
18		文章全体にルビを振っていることについて、誰もが読みやすい計画となるよう努めている印象を受けました。一方で、文字のコピー＆ペーストがうまくいかないので、ルビがないバージョンのPDFファイルもあると助かります。また、Wordデータは当方が使用するアプリの問題かもしれません、「強度行動障害」の記載部分など、文章の表示が一部ずれて表示されました。	ご指摘を踏まえ今後掲載する際の参考とさせていただきます。	○ご意見を反映します
19	P37	施策2 家族が働き続けられる環境づくり 所得制限による特別児童扶養手当などの不支給。 所得制限を超える所得があっても生活に必要なものをそろえていくと所得制限のない人と可処分所得が逆転します。親の所得に関係なく子供が育つ環境づくりが必要です。	特別児童扶養手当については国の制度のため市として制度の変更等の対応はできません。 今回いただいたご意見につきましては困っている現状があるという認識をもち、ご意見として受け止めさせていただきます。	○原案のとおりとさせていただきます
20	P37	施策3 障害のある方の子育てを支援する 所得制限による児童扶養手当の減額、及び支給停止。 一般就労可能な社会になってきた一方、障害者本人及び配偶者の所得制限により障害福祉の手当の支給停止、障害福祉サービスの自己負担の増加が起きます。 子育てをしながら、自身の障害に必要なものをそろえていくと所得制限内の時よりも負担が大きくなる場合があります。希望をもって働く施策が必要ではないでしょうか。	上述と同様、児童扶養手当についても国の制度のため市として制度の変更等の対応はできません。 今回いただいたご意見につきましては困っている現状があるという認識をもち、ご意見として受け止めさせていただきます。	○原案のとおりとさせていただきます
21	P38	施策1・2 重度障害者が就労するにあたり、就業時間中も福祉サービス(ヘルパー)が利用できれば働くことができます。また、事業所負担が減れば、障害者の雇用枠を増やしていくことが可能なので、勤務中の福祉サービスの利用を検討してください。	勤務中の障害福祉サービスの利用については国の規定している助成金のスキームなどを参考に検討を進めていきます。 本件については事業85の「障害のある方の就労のための支援」のなかで対応します。	○原案のとおりとさせていただきます
22	P46	事業33・34 特別支援教育のスタンダード(ひのスタンダード)の内容がわかる注釈、もしくは参考先の追加があってもいいのではないか。	ご指摘を踏まえ、特別支援教育のスタンダード(ひのスタンダード)について用語解説の中に記載します。	○ご意見を反映します
23	P50	事業54 車椅子用路外駐車場の充実 駐車場の新設以外にパーキング・パーミット制度の導入も検討してはどうか。 自分で車を運転をする車椅子使用者は、車椅子駐車場でしか乗り降りできません。 そのため50台に1台しか車椅子駐車場が設置されていない状況では利用できないことが多いです。	パーキング・パーミット制度は、障害者等用駐車区画の利用対象者を限定し、対象者には利用証を交付することで適正利用を図る制度です。全国的にみると多くの都道府県で導入されており、車いす使用者用駐車施設の適正利用の推進に一定の効果があると考えられます。 ただし、現在東京都においては導入されておらず、まずは日野市ユニバーサルデザイン推進条例に基づき車いす使用者用駐車施設を設置すること、またその適正利用の周知啓発が必要だと考えています。パーキング・パーミット制度の導入につきましては、近隣自治体の動向も踏まえ、今後の検討事項とさせていただきます。	○原案のとおりとさせていただきます